

# 第1回独立行政法人評価制度委員会 議事次第

日時:平成27年4月9日(木)15:30~16:50

場所:総務省第一特別会議室

- 1 委員長互選
- 2 二之湯総務副大臣挨拶
- 3 委員長挨拶
- 4 委員長代理の指名
- 5 委員会運営規則等の決定
- 6 部会に所属する委員、部会長の指名
- 7 事務局説明
  - 委員会の調査審議事項について
  - 委員会の審議スケジュールについて
  - 政策評価・独立行政法人評価委員会の提言
- 8 審議案件
  - 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて
  - 独立行政法人の調達に関する新たなルールについて

## 〈配付資料〉

- 資料1 独立行政法人評価制度委員会運営規則(案)
- 資料2 独立行政法人評価制度委員会部会設置規程(案)
- 資料3 独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託  
について(案)
- 資料4 独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の会計基準部会への付託  
について(案)
- 資料5 独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等関係者の審議への  
参画について(申合せ)(案)
- 資料6 独立行政法人一覧及び平成27年度から31年度までの見直し対象法人
- 資料7 平成27年度独立行政法人評価制度委員会の想定業務スケジュール
- 資料8 政策評価・独立行政法人評価委員会の提言
- 資料9 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルール関係資料
- 資料10 独立行政法人の調達に関する新たなルール関係資料
- 参考資料1 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)抄
- 参考資料2 独立行政法人評価制度委員会令(平成27年政令第96号)

## 独立行政法人評価制度委員会運営規則（案）

平成 27 年 4 月 9 日  
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 4 条の規定に基づき、独立行政法人評価制度委員会運営規則を次のように定める。

## （総則）

第 1 条 独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び独立行政法人評価制度委員会令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## （会議）

第 2 条 委員長は、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知して、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 会議の出席には、会議の開催場所への参集によるほか、委員長が必要と認めるときには、ビデオ会議システムを利用した会議への参加を含めるものとする。

3 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕がないと認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付することにより意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

## （会議の公開）

第 3 条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認める場合には、委員長は、委員会に諮って、非公開とすることができる。

## （議事録等の公開）

第 4 条 委員長は、議事の経過について、会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員の確認を得て議事録を作成するものとする。

2 会議の議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、委員長は、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員

長が正当な理由があると認めるときは、委員会に諮って、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会の運営)

第5条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」は「部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

2 部会長は、委員長の求めがあった場合には、部会を招集しなくてはならない。

3 前二項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(委任規定)

第6条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、平成27年4月9日から施行する。

## 部会設置規程（案）

平成 27 年 4 月 9 日  
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
評価部会	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること（会計基準等部会の所掌に属するものを除く。）。
会計基準等部会	独立行政法人通則法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、独立行政法人の会計に関する事項及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する事項について調査審議すること。

**独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託について  
(案)**

**平成 27 年 4 月 9 日  
独立行政法人評価制度委員会決定**

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、評価部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項の規定による中期目標の変更又は第 35 条の 4 第 3 項の規定による中長期目標の変更に関し、主務大臣に意見を述べること。ただし、主務大臣が委員会の議決を求めた場合は、この限りではない。

**独立行政法人評価制度委員会で処理する事務の会計基準等部会への付託について（案）**

**平成 27 年 4 月 9 日  
独立行政法人評価制度委員会決定**

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、会計基準等部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 12 条の 2 第 5 号の規定に基づき、独立行政法人の会計に関する基準及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する基準の技術的な変更等について調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること

独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等  
関係者の審議への参画について（申合せ）（案）

平成27年4月9日  
独立行政法人評価制度委員会

独立行政法人評価制度委員会においては、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関係する委員の審議・議決への関与・参加について、外観の上からも評価の中立性・公正性をより確保する観点から、以下のとおり申し合わせる。

委員会の委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。以下同じ。）が、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センター並びに日本私立学校振興・共済事業団の助成業務（以下「法人等」という。）に係る役員又は常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の会計監査人（監査補助者、意見審査担当者を含む。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者（以下「法人等関係者」という。）である場合、当該委員の法人等に関する委員会の審議・議決への関与・参加については、次のとおりとする。

- 1 当該委員は、当該法人等に関する委員会における審議において、当該法人等に関する意見を述べることを差し控える。ただし、委員長から求めがある場合は、この限りではない。
- 2 当該委員は、当該法人等に関する委員会における議決に参加しない。
- 3 委員が法人等関係者に新たに該当するに至った場合、当該委員はその旨を委員会に報告する。
- 4 以上のほか、法人等との関係上、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれがある事情がある場合は、委員は、委員長に申し出て審議及び議決を回避することができる。
- 5 上記の申合せは、部会についても準用する。この場合において、「委員会」は「部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

## 独立行政法人の一覧

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

## 中期目標管理法 人 (60 法人)

内閣府	北方領土問題対策協会
消費者庁	国民生活センター
総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
外務省	国際協力機構、国際交流基金
財務省	酒類総合研究所
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、 教員研修センター、大学入試センター、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、 日本芸術文化振興会、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、日本学生支援機構、 国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構、勤労者退職金共済機構、 高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、国立病院機構、 医薬品医療機器総合機構、地域医療機能推進機構、年金積立金管理運用独立行政法人
農林水産省	種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、水産大学校、 農業者年金基金、農林漁業信用基金
経済産業省	経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、日本貿易振興機構、 情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構
国土交通省	交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人、航海訓練所、海技教育機構、 航空大学校、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、 自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、 日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構
環境省	環境再生保全機構

## 国立研究開発法人 (31 法人)

内閣府	日本医療研究開発機構
総務省	情報通信研究機構
文部科学省	物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、科学技術振興機構、 理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、 国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、 国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、 水産総合研究センター、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所
経済産業省	産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構
国土交通省	土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所
環境省	国立環境研究所

## 行政執行法人 (7 法人)

内閣府	国立公文書館
総務省	統計センター
財務省	造幣局、国立印刷局
農林水産省	農林水産消費安全技術センター
経済産業省	製品評価技術基盤機構
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構

## 平成27年度～31年度の見直し対象法人一覧(予定)

## 【平成27年度】

所管府省 (対象法人数 ＜うち研発＞)	法人名
農林水産省 (9<8>)	家畜改良センター(中)
	種苗管理センター(研)
	農業食品産業技術総合研究機構(研)
	農業生物資源研究所(研)
	農業環境技術研究所(研)
	国際農林水産研究センター(研)
	森林総合研究所(研)
	水産大学校(研)
	水産総合研究センター(研)
経済産業省 (2<0>)	経済産業研究所(中)
	工業所有権情報研修館(中)
環境省(1<1>)	国立環境研究所(研)
総務省(1<1>)	情報通信研究機構(研)
財務省(1<0>)	酒類総合研究所(中)
国土交通省 (10<5>)	航海訓練所(中)
	海技教育機構(中)
	航空大学校(中)
	交通安全環境研究所(中)
	自動車検査(中)
	土木研究所(研)
	建築研究所(研)
	海上技術安全研究所(研)
	港湾空港技術研究所(研)
	電子航法研究所(研)
文部科学省 (12<3>)	国立特別支援教育総合研究所(中)
	大学入試センター(中)
	国立青少年教育振興機構(中)
	国立女性教育会館(中)
	国立科学博物館(中)
	国立美術館(中)
	国立文化財機構(中)
	教員研修センター(中)
	国立大学法人
	物質材料研究機構(研)
	防災科学技術研究所(研)
放射線医学総合研究所(研)	
厚生労働省 (1<0>)	労働安全衛生研究所(中)
合計 37法人(うち研発18法人)	

【平成28年度】

所管府省 (対象法人数 うち研究)	法人名
総務省(1<0>)	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(中)
外務省(2<0>)	国際協力機構(中)
	国際交流基金(中)
国土交通省 (2<0>)	自動車事故対策機構(中)
	住宅金融支援機構(中)
文部科学省 (1<1>)	科学技術振興機構(研)
厚生労働省 (1<0>)	労働政策研究・研修機構(中)
合計 7法人(うち研究1法人)	

【平成29年度】

所管府省 (対象法人数 うち研究)	法人名
内閣府(2<0>)	国民生活センター(中)
	北方領土問題対策協会(中)
文部科学省 (5<2>)	日本学術振興会(中)
	理化学研究所(研)
	宇宙航空研究開発機構(研)
	日本スポーツ振興センター(中)
厚生労働省 (4<0>)	日本芸術文化振興会(中)
	勤労者退職金共済機構(中)
	高齢・障害・求職者雇用支援機構(中)
	福祉医療機構(中)
農林水産省 (3<0>)	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(中)
	農畜産業振興機構(中)
	農業者年金基金(中)
経済産業省 (3<1>)	農林漁業信用基金(中)
	新エネルギー・産業技術総合開発機構(研)
	情報処理推進機構(中)
国土交通省 (5<0>)	石油天然ガス・金属鉱物資源機構(中)
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構(中)
	国際観光振興機構(中)
	水資源機構(中)
	空港周辺整備機構(中)
法務省(1<0>)	日本高速道路保有・債務返済機構(中)
文部科学省(1<0>)	日本司法支援センター(中)
文部科学省(1<0>)	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)(中)
合計 24法人(うち研究3法人)	

【平成30年度】

所管府省 (対象法人数 <うち研究>)	法人名
文部科学省 (4<1>)	日本学生支援機構(中)
	海洋研究開発機構(研)
	国立高等専門学校機構(中)
	大学評価・学位授与機構+国立大学財務・経営センター(中)
厚生労働省 (4<0>)	労働安全衛生総合研究所+労働者健康福祉機構(中)
	国立病院機構(中)
	医薬品医療機器総合機構(中)
経済産業省 (2<0>)	日本貿易振興機構(中)
	中小企業基盤整備機構(中)
国土交通省 (2<0>)	都市再生機構(中)
	奄美群島振興開発基金(中)
環境省(1<0>)	環境再生保全機構(中)
合計 13法人(うち研究1法人)	

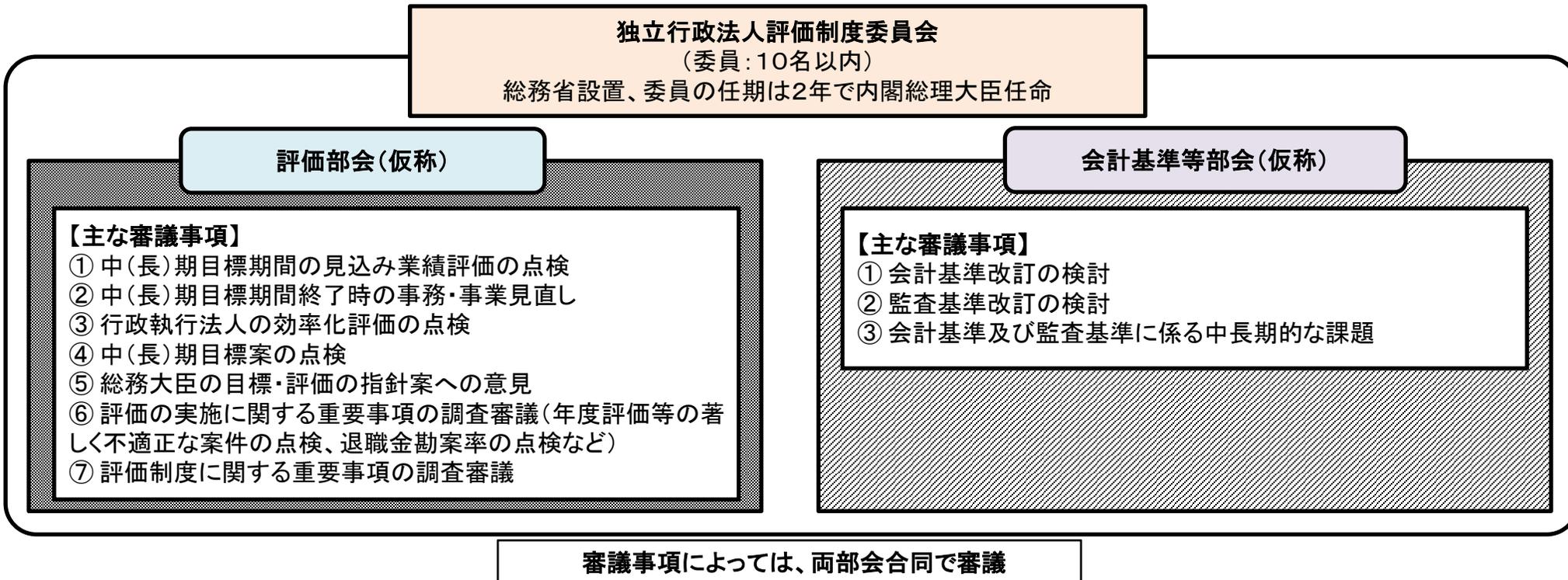
【平成31年度】

所管府省 (対象法人数 <うち研究>)	法人名
内閣府(1<1>)	日本医療研究開発機構(研)
厚生労働省 (1<0>)	年金積立金管理運用(中)
経済産業省 (1<1>)	産業技術総合研究所(研)
合計 3法人(うち研究2法人)※	

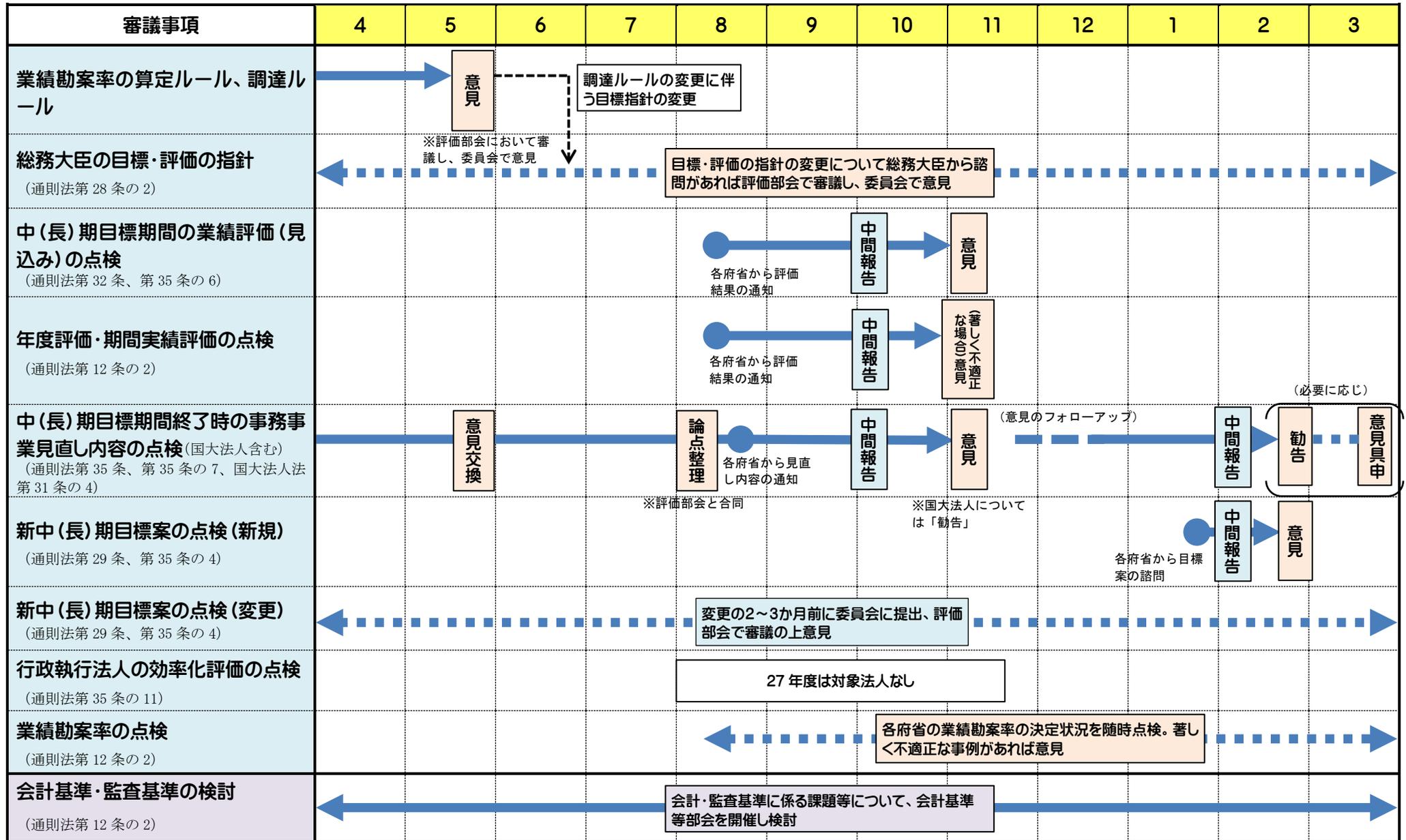
※このほかに、効率化評価の点検対象となる行政執行法人7法人が予定される。

# 独立行政法人評価制度委員会について

- 平成26年6月、独立行政法人通則法の一部改正法（平成26年法律第66号）が成立し、平成27年4月から、独立行政法人の新たな目標管理制度が開始。
- 新制度では、主務大臣自らが独法の評価を行うこととなり、新たに総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会（以下、新委員会という。）は、政府唯一の第三者機関として、主務大臣の目標管理をチェックする重要な役割を担う。（これまで各府省に置かれていた独法評価委員会は廃止）
- また、今回の制度改正に合わせ、独立行政法人評価の質の向上、財務運営の透明性と説明責任の向上を図るため、主務大臣の目標管理と財務情報を連携させることとしていることから、新委員会において、評価制度と独法の会計基準を一体的に検討することが必要である。
- このため、新委員会には、主務大臣の目標案や業績評価の点検などを担う「評価部会」と、会計基準等の検討などを担う「会計基準等部会」の二つの部会を設置する。



27年度の独立行政法人評価制度委員会年間業務スケジュール(想定)



委員会
  評価部会
  会計基準等部会

※ 本スケジュールは現時点での想定であり、今後変わりうることを御承知願います。

平成 27 年度独立行政法人評価制度委員会の業務スケジュール

(現時点の想定)

**4月9日 第1回独立行政法人評価制度委員会**

- (1) 委員の紹介、委員長の互選、委員会の運営規則、スケジュール等
- (2) 審議案件
  - ①独法役員の退職金勘案率の算定ルール
  - ②調達に関するルール

**4月9日 第1回評価部会**

- (1) 部会申し合わせ事項、ユニットの所属等
- (2) 審議案件
  - ①独法役員の退職金勘案率の算定ルール
  - ②調達に関するルール

**5月22日 第2回評価部会**

- (1) 審議案件
  - ①独法役員の退職金勘案率の算定ルール
  - ②調達に関するルール

**5月22日 第2回独立行政法人評価制度委員会**

- (1) 審議案件
  - ①独法役員の退職金勘案率の算定ルール
  - ②調達に関するルール
- (2) 事務事業の見直し法人の概要

**8月上旬 第3回独立行政法人評価制度委員会 (評価部会と合同開催)**

- (1) 事務事業の見直し法人の論点整理

**10月上旬 第4回評価部会**

- (1) 事務事業の見直し法人についての意見案
- (2) 目標期間の見込み評価、年度評価への意見案
- (3) 退職金勘案率への意見案

#### **11月上旬 第4回独立行政法人評価制度委員会**

- (1) 事務事業の見直し法人についての意見
- (2) 目標期間終了前の見込み評価、年度評価への意見

#### **2月上旬 第5回評価部会**

- (1) 目標案に対する意見案
- (2) (場合によっては、事務事業の見直し法人に対する勧告案)

#### **2月下旬 第5回独立行政法人評価制度委員会**

- (1) 目標案に対する意見
- (2) (場合によっては、事務事業の見直し法人に対する勧告)

※以上のほか、

- ①法人の中(長)期目標の変更について諮問があれば、随時評価部会を開催し、審議する予定。
- ②会計基準に係る中長期的な課題(独立行政法人における資本金や利益の概念の整理等)について、年3~4回、会計基準等部会等で議論いただく予定。

※事務事業の見直し法人には国大法人を含む。

## 背景

独法改革に伴う政策評価・独立行政法人評価委員会の活動終了（26年度末）に際し、平成13年以来14年にわたる委員会の活動を総括し、今後取り組むべき課題として以下の旨を提言

## 主な提言内容

### I. 政策評価関係

#### 【各府省の政策評価】

（政策評価全般にわたる課題）

- 評価手法：更なる定量化
- 政策効果の把握：政策の目標や測定指標に影響を与える様々な要因についての踏み込んだ分析  
政策評価のデータをできる限り開示

（目標管理型評価に係る課題）

- 企画立案時における目標及び測定指標のより適切な設定

（規制の事前評価に係る課題）

- 費用や便益の定量・金銭価値化、評価書作成・公表のタイミング

#### 【行政評価局調査】

- 統一性・総合性確保評価と行政評価・監視の一層の連携が必要。
- 新委員会における審議事項として行政評価・監視を明確に位置付け  
⇒ 時宜にかなったテーマ選定、専門的知見を活用した個別テーマの実効的な審議

## Ⅱ. 独立行政法人評価関係

### 【目標・評価の指針の厳格な運用】

- 主務大臣が指針に基づき適切な目標設定を行い、厳正な評価を行っているか厳格にチェックすることが必要。また、指針自体もその運用状況や、社会情勢の変化を踏まえ不断に見直しをしていくことが必要。

### 【目標管理と財務情報の一層の連携】

- 主務大臣の目標管理と財務情報が連携することを踏まえ、評価において事業の特性を反映した財務情報が適切に活用されているかなどについてチェックすることが必要。

### 【評価結果の適切な活用】

- PDCAサイクルを実効的に機能させる観点から、評価結果が、法人の組織体制や業務手法の見直し、役職員の処遇、予算配分等に適切に活用されているか厳格にチェックすることが必要。

### 【国民目線に立った評価】

- 新委員会は全政府レベルの第三者機関として、国民目線に立ちつつ省庁の所管にとらわれることなく、最適な法人の在り方を意識して評価することが必要。

# 提 言

平成 27 年 3 月 9 日  
政策評価・独立行政法人評価委員会

はじめに

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）は、平成13年1月の発足から14年余り、民間有識者を構成員とする審議会として、これまで活動を行ってきた。その開催実績は、当委員会として67回、政策評価分科会として84回、独立行政法人評価分科会として113回にのぼり、準備会合やワーキング・グループなども含め、精力的に審議を重ねてきた。

先般の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の改正に伴い、当委員会は、本年3月末をもってその活動に幕を下ろし、4月から、政策評価と独立行政法人評価のそれぞれについて、独立した審議体制が発足する。

そこで、今般、当委員会における活動を総括し、今後取組を進めるべきと考える課題について、提言として取りまとめることとした。

## 1 当委員会におけるこれまでの活動の総括

### (1) 政策評価について

#### ① 各府省が行う政策評価に関する審議

各府省が行う政策評価について、導入期（当委員会発足時～平成14年3月）、実施第一期（平成14年度～平成17年度）、実施第二期（平成18年度～平成22年度）、実施第三期（平成23年度～）に分け、各期における当委員会の活動を振りかえることとする。

#### (導入期)

政策評価導入期における課題は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の平成14年4月の施行に向け、評価実施に当たってのルール作りを行うことであった。「政策評価に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、各府省が定める基本計

画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。政策評価法は、基本方針の決定に先立ち、当委員会の意見を聴くこととしており、閣議決定案の答申を行うことは、当委員会の重要な課題となっていた。基本方針は、各府省における政策評価の取組の方向性を左右することになる。当委員会は、この基本方針の答申を通じ、例えて言うなれば、政策評価法施行という「出航」に際し、政策評価黎明期の舵を取ることもとなった。

#### (実施第一期)

この期における課題は、導入から間もない政策評価を巡航させることであり、各府省が試行錯誤を繰り返す過程で明らかになる課題を解消していくため、政策評価法では、施行3年経過後に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされていた。

当委員会としては、政策評価分科会における各府省での法律の施行状況についてヒアリングを重ね、見直しの論点を整理し、総務省による「政策評価制度に関する見直しの方向性」の取りまとめに貢献した。さらには、当委員会として、基本方針の改定について答申を行い、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位（施策）との対応、規制分野の事前評価の義務付けなどの実現に貢献した。

#### (実施第二期)

政策評価の充実に向けた取組が進められてきた一方で、政策評価に伴う作業量が膨大ではないか、実効性が必ずしも高くないのではないかと、必要な情報が明らかにされていないのではないかとといった指摘が上がり、いわば、あれもこれもではなく、メリハリある取組を含めた機能強化に舵をきることが課題であ

った。

そのような状況の下、事業仕分けにおいて、総務省行政評価局が担う、政策評価の推進を含む行政評価機能について抜本的な機能強化が必要との結果が出た。これを契機として、行政評価機能の抜本的強化が図られることとなった。総務省が機能強化の方向性を定めるに当たっては、当委員会委員等を構成員とする行政評価機能強化検討会における検討に加え、政策評価分科会においても精力的に検討を行った。具体的な方策の決定に当たっては、当委員会として、基本方針の改定や政策評価の機能強化方策について、答申を行った。これら種々の取組により、租税特別措置等分野の事前評価の義務付け、目標管理型の政策評価に係る評価書及び事前分析表の標準様式の導入、政策評価に係る情報公開ルールの策定などの実現に貢献した。

#### (実施第三期)

政策評価がメリハリあるものとなるよう取組が進められてきたが、評価に伴う作業はさほど効率化されず、評価の実効性も向上していないと考えられた。については、評価の実効性向上及び効率化を一層進めることが課題であった。

各府省において主要な政策全般を対象として実施されている目標管理型の政策評価は、P D C Aサイクルを通じたマネジメントを向上させ、説明責任を徹底する有効なツールであり、これをいかに改善していくかが重要であった。

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、「政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである」と位置付けられ、「実効性ある P D C Aサイクルの実行」という文脈で、政策評価の更なる貢献が求められた。当委員会は、政策評価分科会の下に設置したワーキング・グループにおける具体的な検討や政策評価分科会における審議を通じ、政策評価と行政事業レビューとの連携強化や政策評価の標準化・重点化などの

実現に貢献した。

#### (評価の現状)

このような過程を経て、政策評価の取組は、我が国に定着したと言えるであろう。政策評価の運用面では、評価単位の大括り化や評価対象の重点化などにより、評価の効果的・効率的な実施が図られる一方、分かりやすい評価の追及など、各府省においても、評価の充実・改善に向けた様々な努力が続けられている。評価書の形式、内容そして質も、若干の違いがあるものの、全体として向上してきている。行政の透明化という観点からも、評価書の作成・公表による説明責任が果たされるようになった。

しかしながら、評価結果の政策への反映という観点からは、政策評価の実務に携わっている学識経験者や職員からも十分ではないとの指摘があり、制度導入時の目標が十分に達成されていないと考えられる。政策評価を通じた政策の不断の見直し・改善は、適切な行政運営に不可欠であり、今後、これらに注力することが必要である。

#### ② 総務省が行う政策の評価等に関する審議

総務省は、政策評価法に基づき、政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場で、複数府省にまたがる政策について、統一性又は総合性を確保するための評価（以下「統一性・総合性確保評価」という。）を実施してきた。

当委員会では、この統一性・総合性確保評価のテーマ選定に係る審議を行うとともに、評価が実施された 25 テーマについて、効果的・効率的に評価が実施されるよう、その手法や分析に関する重要な留意点などに関する審議を行ってきた。

一部のテーマでは、政府全体として、いつまでにどのようなことを実現する

のかということが明確にされていない、関係府省が行う政策が体系的に整理されていないといったことが散見された。当委員会は、個別のテーマに関する審議を通じ、このような課題の是正を図り、政策の統一性・総合性の確保に貢献してきた。

また、総務省は、統一性・総合性確保評価に加え、各府省の業務の課題や問題点を把握し改善方策を提示する行政評価・監視を行っており（統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視を総称して、以下「行政評価局調査」という。）、政策評価法第 18 条では統一性・総合性確保評価に際し、行政評価・監視との連携を確保するよう努めなければならないとされている。

これを踏まえ、当委員会では、統一性・総合性確保評価のテーマと合わせ、行政評価・監視についてもその重要性や必要性の観点からテーマの選定に係る審議を一体的に行ってきた。統一性・総合性確保評価と行政評価・監視は、両者とも行政の見直し・改善を目的としており、また、全国に配置された管区行政評価局等を動員し、関係機関の業務の実施状況等の様々な調査を行うなど、共通する点も多く、両者は総合的・一体的に行われることが望ましい。今後は相互が連携した機動的な調査など様々な態様の調査の実施を検討する必要があると考える。

## （２）独立行政法人評価について

独立行政法人制度は、行政の企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に運営裁量を与えることにより、言わば、「行政経営の特区」を作り、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。

この制度の特徴は、法人に対して経営の自律性を与え、主務大臣が独立行政法人に対して中期目標を指示し、その目標に沿った法人の業務実績を各府省に置か

れた独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）及び当委員会  
が事後的に評価するとともに、中期目標期間の終了時には、主務大臣が法人の組  
織や業務の全般的見直しを行う仕組みを設けることにより、国民のニーズに則し  
た効率的で効果的な行政サービスの提供を実現することにある。その中で、当委  
員会は以下のような活動に取り組んできたところである。

#### ① 二次評価

通則法上、業務実績評価の第一義的な主体は、府省評価委員会であり、府省評  
価委員会が評価基準を独自に定めて評価を行う。そして、当委員会は、二次評価  
機関として、府省評価委員会が行った評価結果を評価し、必要があると認めると  
きは、当該評価委員会に意見を述べることとされている。こうした仕組みの中で、  
当委員会は、二次評価機関として重点的に取り組む視点を「独立行政法人の業務  
の実績に関する評価の視点」（以下「評価の視点」という。）として取りまとめ、  
府省評価委員会における本格的な評価が始まる前（6～7月）に各府省評価委員  
会に示し、各府省評価委員会が評価の視点に沿って評価を実施するよう働きかけ  
を行った。

このほか、独立行政法人評価の質の向上のための取組として、平成 14 年 12  
月、「財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会」（座長：樫  
谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理）を立ち上げ、年度評価や事務及び事業の  
見直しにおける視点を「評価における関心事項」として取りまとめて公表した（平  
成 15 年 7 月、平成 16 年 6 月、平成 17 年 7 月）。また、財務以外においても、  
法人の業務類型に着目した横断的研究として「研究開発関係法人の評価方法の在  
り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する  
研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、  
「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催  
し、研究会報告書を平成 16 年 6 月に取りまとめ、公表した。同研究会の報告書

はその後の「評価の視点」や「勧告の方向性」においても活用され、今般の目標・評価の指針にも反映されている。

こうした当委員会の取組により、法人の業務実績を明らかにした上で評価を行い、当該評価結果を法人の業務運営の改善につなげていくというPDCAサイクルも一定程度定着したものと考える。

また、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）において、当委員会は各府省評価委員会の入札・契約の執行状況等を厳正に評価することとされたことを踏まえ、平成20年8月に「随意契約等評価臨時検討チーム」を設置し、財務面における二次評価の厳格化を図った。こうした取組により、独立行政法人の随意契約が年々減少してきたところである。

さらに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、民間企業での内部統制制度の導入を踏まえ独立行政法人においても内部統制の向上を図ることとされたことを受け、平成21年7月、総務省行政管理局長及び行政評価局長の下に、独立行政法人における内部統制について検討するための「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が設置され、平成22年3月、同研究会において、「独立行政法人における内部統制と評価について」が取りまとめられた。同報告書においては、独立行政法人における内部統制の概念を、「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と整理したほか、具体的かつ定量的な目標等を設定すること等内部統制の整備・運用上の課題を指摘している。当委員会としても「評価の視点」を改正し、法人の内部統制の充実・評価を評価の重点事項とした。これ以降、研究会報告書の内容を基に内部統制の取組状況が独立行政法人評価の枠組みの中で評価されることとなった。こうした内部統制の充実・強化の取組は、今般の独立行

政法人改革において、内部統制システムの業務方法書への記載を通則法上明確化することにつながった。

## ② 勧告の方向性

主務大臣が独立行政法人の中期目標期間終了時に行う組織や業務の全般的見直しについては、通則法上、当委員会は、中期目標期間の終了時に当該法人の主要な事務及び事業の改廃に関し主務大臣に勧告ができることとなっているが、主務大臣が作成する法人の見直し内容を予算に適切に反映させる観点から、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、当委員会は、勧告に先立ち、予算編成に間に合うタイミングで「勧告の方向性」の指摘を行うこととされた。当委員会は、勧告を行うに当たっての視点として、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）を策定し、これに沿って、平成 15 年度以降毎年度、「独立行政法人の組織及び業務全般の見直しについて」と題して「勧告の方向性」を取りまとめてきた。この間、特殊法人等から移行した独立行政法人や、通則法を準用した日本司法支援センターや国立大学法人等についても「勧告の方向性」の指摘を行うことになる中で、政府の独立行政法人改革の取組とも連携しつつ、独立行政法人職員の非公務員化、組織の統廃合、事務及び事業の廃止・重点化及び外部委託化、不要財産の処分、会計処理の適正化など様々な観点から指摘を行い、一定の成果が見られたところである。

なお、「勧告の方向性」の指摘を行った後、当委員会は指摘のフォローアップを行ってきたが、主務大臣において概ね当委員会の指摘は尊重されてきており、これまで勧告に至った事例はない。

## ③ 業績勘案率

独立行政法人の役員の退職金については、通則法上の当委員会の権限ではない

が、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）において、役員の在職期間中の法人業績を退職金に反映させるための業績勘案率を各府省評価委員会が決定する際には、当委員会として意見を述べることになっている。当委員会では、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという退職金の見直しの趣旨を踏まえ、業績勘案率は 1.0 を基本とし、それを超える場合には厳格な検討を行い、これまでに 1,100 件（注）以上の審議を行ってきた。

（注） 1.0 を超えたもの 20 件（1.3：1 件、1.2：6 件、1.1：13 件）

1.0 を下回ったもの 89 件（0.7：1 件、0.8：4 件、0.9：84 件）

## 2 今後の課題

本年 2015 年は、おりしも、国際連合の評価グループが評価（evaluation）と証拠（evidence）に基づく政策形成を提唱する「国際評価年」として指定する年である。同年新たな審議体制が整備される政策評価と独立行政法人評価について、それぞれに係る下記の課題を解消することにより、マネジメントサイクルの中核として実効的に機能することを期待する。

### （1）政策評価について

適切な行政運営には政策評価を通じた政策のマネジメントが必要不可欠である。そのためには、「目的—手段」の連鎖の下に政策を体系化することが必要である。加えて、事後評価においては、評価に先立ち、企画立案段階で適切に目標を設定するとともに、目標を達成するための手段を明示し、数値や明確な根拠に基づく的確な評価を行い、評価結果を次の政策へ適切に反映する、事前評価においては、政策効果と政策費用を的確に把握することが重要である。その上で、政策の優先順位付けを行うなど、適切な行政運営がなされることが求められる。

政策評価推進機関は、政策評価がマネジメントツールとして機能し、評価と証

拠に基づく政策形成がなされるよう、これまでも政策評価の改善に向けた課題解消の旗を振ってきた。しかしながら、個々の評価書を見ると政策の特性に応じた評価や掘り下げた分析が十分になされていないものも散見される。政策評価推進機関としては、制度自体を改善していくことも重要であるが、具体的な事例に即した改善方策の検討・構築に注力していくべき段階に至っていると考えられる。

また、行政評価局調査については、平成 22 年 4 月に策定された「行政評価機能の抜本的強化方策」において、「政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方」及び「行政評価・監視に係る審議機関」が中期的課題として掲げられており、平成 26 年 6 月に実施された平成 26 年度総務省行政事業レビュー公開プロセスでは、テーマ選定基準の明文化、選定プロセスの透明化等に係る指摘を受けている。

今般、当委員会を改組して新たに設置される予定である政策評価委員会（仮称。以下「新委員会」という。）並びに総務省及び各府省には、以下のような取組を期待する。

#### ① 各府省の政策評価について

##### （政策評価全般）

政策をよりよいものとしていくためには、定量的な根拠に基づいた評価の徹底が課題である。制度導入時に比して数量分析を用いている評価書の割合が増加してきているが、更なる定量化が必要である。また、新たに開発された評価手法に配慮しながら、その政策評価への活用を検討していくことが求められる。

政策効果を的確に把握することは、政策の有効性を検証する上で不可欠である。現状として、政策の目標や測定指標に影響を与える様々な要因の分析が的確になされていない、政策効果が見えにくいといったものもあり、様々な要因について踏み込んだ分析を行うことが求められる。また、分析について外部からの検証を可能にするよう、政策評価のデータをできる限り開示していく必要がある。定量

的に測ることが容易ではない事案もあるが、実務としてどのような改善ができるか、更に工夫を重ねる必要がある。地方への補助金を含む政策については、地方における政策効果を把握しきれていないのが現状であり、地方の実情を把握し、地方の実態に即しているかという観点を踏まえた評価を実施することも必要である。さらに、政策効果を明確に示すとともに、政策経費に加え人件費や減価償却も含めた実質的な費用も明示し、費用と効果の両面からの分析を深めることが求められる。

評価の質を高めるだけでは、P D C Aを軸としたマネジメントサイクルは十分に機能しない。加えて、予算や法令といった政策の企画立案及びその実施が的確になされること、そして評価結果が適切に政策へ反映されることが必要である。

#### (目標管理型の政策評価)

各府省は、主要な行政目的に係る政策を企画立案し、これを実施する。その過程において、適切に目標を設定することが重要である。設定した目標を事後的に検証することを内容とする目標管理型の政策評価は、各府省の政策マネジメントツールとしての役割を果たしており、評価の基本となる目標をいかに適切に設定するかが、評価の良否を左右する。

各府省においては、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表を作成する段階で、目標や測定指標の設定の改善が必要である。総務省においても、新委員会の知見を活用し、改善を促す取組を進めていくことが求められる。

測定指標は、施策の達成状況を示すものとして設定されるものである。これが達成状況を適切に示すものでなければ、的確な政策判断を行うことが困難である。国民生活及び社会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示す指標の更なる開発・設定を重視していく必要がある。また、定量的な測定指標を設定することが困難

なものもあるが、そのような場合であっても、根拠に基づく評価とするためには、可能な限り定性的な測定指標を開発して設定する必要がある。

また、各府省の政策評価を俯瞰する標準化が進み、横断的に政策の進捗状況を把握することが可能になった一方、施策（政策評価の実施単位）と事業（行政事業レビューの実施単位）については、必ずしも目標と手段の関係として対応していないものも散見される。各府省において、更に政策を体系化し整理を進めることで、政策の一貫性を徹底していく必要がある。総務省では、行政事業レビューとの連携や標準化・重点化の徹底を推進することにより、政策評価によって実際の政策の見直し・改善が更に進むよう取り組むことが重要である。

#### （規制の事前評価）

規制の事前評価は、規制を新設・改廃をする際に、所管する各府省があらかじめ評価を行うことにより、評価書として結果を公表することで、規制の質の向上を図るものであり、国民への説明責任を果たそうとするものである。

各府省が作成する評価書は質が向上し、説明責任を果たすことにも貢献しているが、費用や便益の定量化・金銭価値化が不十分である上、評価書の作成・公表のタイミングについても検討の必要があると認識している。このため、評価結果が規制の新設・改廃の検討により活用されるよう、総務省としても検討を進めるべきである。

#### ② 行政評価局調査について

行政評価局調査は、政府内にありながら、行政施策や事業の担当府省とは異なる立場からそれらの実施状況について実地調査を行うことができるという特色をいかし、各府省の政策課題等を実証的に把握・分析し、改善方策を政府内外に示してきている。

行政評価局調査のうち、統一性・総合性確保評価については、調査テーマの選定、調査の方向性や進め方等について政策評価分科会において審議してきた。また、行政評価・監視についても、統一性・総合性確保評価との関連から、調査テーマの選定について実態上審議してきた。

統一性・総合性確保評価は、政策の全体像を対象としているのに対し、行政評価・監視は個別具体の業務の実施状況を対象としているという違いはあるものの、明確な両者の線引きは難しいものが多いのではないかと考えられる。また、PDCAサイクルのC（チェック）機能を果たすという意味で両者は共通しているため、一層の連携が必要と考えられる。今後は、行政評価・監視についても、新委員会の審議事項として明確に位置付けるべきである。

新委員会においては、行政評価局調査のテーマについて、国民の関心、社会的な影響等が勘案され、時宜にかなった選定となるよう審議が行われるとともに、個別の調査テーマの調査手法や調査設計について、専門的知見を活用し、実効的な審議が行われることが期待される。

## （2）独立行政法人評価について

独立行政法人は、国の政策を実現するための実施機関として各方面で成果をあげてきた一方、多様な法人を一律の制度に当てはめ、政策実施機能を十分発揮できていない、主務大臣は目標を指示するのみで業績評価に関与せず、政策責任を果たすことができない、主務大臣が指示する目標が明確でなく、事後の達成の成否を適正に検証できないといった様々な問題が指摘されてきた。

このため、政府において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革が検討され、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、主務大臣が与えた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつ

つ法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官の肥大化防止・スリム化を図るべく、平成 25 年 12 月、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」として取りまとめられ、閣議決定された。さらに、この閣議決定を基に、平成 26 年 6 月、第 186 回国会において独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）が成立し、平成 27 年 4 月から新たな独立行政法人制度がスタートすることになっている。新制度の下では、各府省評価委員会は廃止され、新たに総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会（以下「制度委員会」という。）が評価に関する全政府レベルでの第三者機関として主務大臣の目標管理に関与することとなる。今後、制度委員会においては、以下の課題に留意して活動がなされることを期待する。

#### ① 目標・評価の指針の運用

新制度では、各府省評価委員会に代えて主務大臣自らが法人の評価を行うこととなる。これにより、目標・評価の一貫性が確保され、P D C A サイクルの実効性が強化されることが期待されるが、その一方で、主務大臣が独立行政法人に対して安易な目標設定やお手盛りの評価を行う懸念もあるところである。この懸念を払拭するために、主務大臣が目標を策定し、法人の業務実績を評価する際の政府統一的な指針を総務大臣が策定することが制度化された。

当委員会は、平成 26 年 7 月 17 日に総務大臣から指針案の諮問を受け、当委員会のこれまでの評価活動実績を踏まえ審議を行い、同 9 月 2 日に意見を述べたところである。同日、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」として総務大臣決定された。

これにより、主務大臣が明確かつ具体的な目標を法人に与え、統一的な基準により評価することが期待される。今後は、制度委員会において、主務大臣が当該指針に基づき適切な目標設定をしているか、適切かつ厳正に評価を行っているかを厳格にチェックしていくべきである。

また、P D C Aサイクルの実効性や法人におけるマネジメントをさらに向上させる観点から、指針自体も不断に見直していくことが必要である。制度委員会は、指針の運用状況や社会情勢の変化を踏まえ指針自体の見直しの必要性が明らかになった場合には、総務大臣に対して指針の変更を促すべきである。

#### ② 主務大臣の目標管理と財務情報の連携

総務大臣が策定した評価の指針においては、業務実績の評価書において年度ごとに業務のまとまりに対比するように業務実績とその業務にかかった費用が示されることとしており、主務大臣の目標管理と管理会計の発想に基づく新しい会計基準に基づく財務情報の連携が期待される。今後は、評価の質の向上、法人の業務運営の向上のため、評価に一層事業の特性を反映した財務情報が活用されるとともに、例えば目標は達成していても当初よりも多額の費用がかかっていること等財務的な状況を勘案した評価が行われるよう、制度委員会は、主務大臣の評価の実施状況についてチェックしていくべきである。

#### ③ 評価結果の活用

主務大臣の下でのP D C Aサイクルを実効的に回すためには、評価結果が、法人内部の組織体制や業務手法の見直し、役職員の処遇、予算配分等に活用されることが不可欠である。このため、評価の指針においては、評価結果の適切な活用についても記載しているところである。制度委員会は、主務大臣の評価結果のみならず、評価結果が適切に活用されているかという観点からも厳格にチェックしていくべきである。

#### ④ 事務及び事業の見直しの前倒し

評価結果が法人の業務や組織の在り方に適切に活用されるためには、主務大臣が評価の結果等を吟味した上で法人の見直し内容や次期中（長）期目標に適切に反映することが必要である。このため、制度委員会は、主務大臣が目標案等の検討に十分時間を取ることができるよう、事務及び事業の見直し等について可能な

限り前倒しして主務大臣に指摘するべきである。

#### ⑤ 監事との連携

今般の独立行政法人改革において監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化が図られたことを受け、平成 26 年 12 月、「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」において監事監査指針の改訂が行われた。閣議決定及び同指針においては、監事は監査報告を制度委員会に送付する等により制度委員会との連携を強化することとしている。制度委員会は、監査報告の内容について監事からヒアリングを行う等、法人の評価に当たって監事の知見の活用にも努めるべきである。

#### ⑥ 退職金の業績勘案率

独立行政法人の役員の退職金については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、主務大臣の責任の下、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みにするとされている。新制度の下においては、主務大臣のお手盛りとなることを防ぎ、政府全体の統一性を図る観点から、政府共通の算定ルールの策定が望まれる。その際には、制度委員会は、当委員会のこれまでの審議の実績を踏まえ当該ルールの策定に関与するとともに、その運用状況についても、評価結果を適切に反映しているか等についてチェックすべきである。

#### ⑦ 国民目線に立った評価

最後に、制度委員会には評価に関する全政府レベルでの第三者機関として、国民目線に立ちつつ省庁の所管にとらわれない大所高所からの切り口が期待される。このため、法人の組織や業務の見直しに対しては、重複する業務はないか、より効果的かつ効率的に業務を遂行するやり方はないかといった観点から、政府全体を見渡した上で最適な法人の在り方を意識して審議すべきである。

また、こうした機能を確保するため、制度委員会の委員及び委員会を支える事務局の両者が、評価手法や分析能力の向上に不断に努めていくべきである。

おわりに

当委員会としては、精力的な審議を通じて、政策評価及び独立行政法人評価の定着、そして改善という各局面において貢献してきた。これは、各府省及び総務省の協力によるところも大きく、これまで両評価に携わった関係者に感謝申し上げたい。

当委員会は本年3月末をもって活動を終了することとなるが、引き続き、評価に携わる関係各位の御尽力の下、両評価の取組が更に前進・発展していくことを願って止まない。

## <業績勘案率の算定ルールについて>

- 独立行政法人の役員の退職金については、3月24日の閣議決定により、①総務大臣が、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴いて、政府統一の算定ルールを定め、②主務大臣が、当該算定ルールに従い決定する業績勘案率に基づき算定するとされた。
- 総務大臣から意見の求めのあった算定ルールの概要は以下のとおり。

## <算定ルールの概要>

1. 評価の指針（平成26年9月2日総務大臣決定）において、実績評価の評語がS、A、B（標準）、C、Dの5段階に政府として統一されたことを踏まえ、理事は、在職期間に対応する年度評価の評定を用い算定。（1.0を標準とする。）  
 →5段階評定により、S=2.0、A=1.5、B（標準）=1.0、C=0.5、D=0.0として計算  
 （法人の長等については、中期目標期間の評定を用い算定。）  
 ✦ 上記により算定された数値に下記の要素に応じ加減算する
  - ① 役員の法人に対する特段の貢献により加算。
  - ② 業績の著しい悪化などは、退職金の支給の可否そのものを判断。  
 支給を可とする場合においても、その程度に応じて減算。
  - ③ 組織的な法令等違反など信用失墜の場合、その程度に応じて減算。
2. 監事は1.0を基本とするが、特段の貢献による加算、任務懈怠の場合の減算あり。

## <算定ルールに基づく算定例>

- A業務を担当する理事がX1年度～X4年度の4年間在職した場合の業績勘案率  
 （法人の年度業績評価）

業務	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度
A業務	B	B	A	B
B業務	A	A	B	B
C業務	B	B	B	B
業務運営の効率化	B	B	C	B
財務内容の改善	B	A	B	B
その他業務運営	B	B	B	B

- 算定の対象となるのは、担当のA業務のほか、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」、「その他業務運営」
- S評定の数:0、A評定の数:2、B評定の数:13、C評定の数:1、D評定の数:0
- $2 \times 1.5 + 13 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 16.5$ （評定を換算して合計）
- $16.5 \div 16 = 1.03 \rightarrow 1.0$ （平均値を算出し、小数点以下第2位を四捨五入）
- 特別な事情があれば、1.0を基に加減算

## <独立行政法人評価制度委員会の意見等>

- 主務大臣は、業績勘案率決定に至った理由等を独立行政法人評価制度委員会に通知。
- 委員会は、算定の根拠等の不適正、考慮すべき事実の未反映などの場合に意見を表明。

(参考)

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

平成15年12月19日閣議決定  
平成27年3月24日一部改正

独立行政法人、特殊法人及び認可法人(日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。)の役員の退職金については、以下によるものとする。

### 1 独立行政法人

- (1) 主務大臣は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、1月につき俸給月額 $10.875/100$ を基準とし、これに主務大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 総務大臣は、上記(1)の業績勘案率について、総務省独立行政法人評価制度委員会の意見を聴いて、業務実績評価に基づく統一的な算定ルールを策定する。主務大臣は、当該算定ルールに基づき業績勘案率を決定する。  
主務大臣は、業績勘案率を決定した場合は、その算定根拠を明らかにした上で、総務省独立行政法人評価制度委員会に通知する。  
この場合、総務省独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣に対し、意見を述べることができる。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成15年9月16日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。
- (4) 主務大臣は、所管の独立行政法人に対し、平成26年度中に退職し、業績勘案率が決定していない役員の退職金については、主務大臣による平成26事業年度に係る業務の実績等に関する評価結果を反映した業績勘案率に基づき支払うものとするよう要請する。

### 2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、1月につき俸給月額 $10.875/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会(以下「委員会等」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

総管査第 98 号  
平成 27 年 4 月 9 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 野路 國夫 殿

総務大臣  
山本 早

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ル  
ールについて

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を  
求める。

## 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて

平成 27 年〇月〇日

総務大臣決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に基づき、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の統一的な算定ルールを、以下のとおり決定する。

## 1. 基本的考え方

- (1) 役員の退職金に係る業績勘案率は、法人の業務実績評価に応じ、0.0 から 2.0 の範囲内において、主務大臣が決定する。
- (2) 業績勘案率は、当該役員の退職した日の属する事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の確定後に決定する。
- (3) 法人の長及び法人の長に準ずる職務を担う役員（以下「法人の長等」という。）の業績勘案率は、中期目標期間（中長期目標期間を含む。以下同じ。）（注1）の評定を用いて算定する。ただし、中期目標期間の途中における退任等、中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する年度評価の評定を用いて算定する。
- (4) 個別法によりその職務と権限が定められている役員の業績勘案率は、在職期間の全期間に対応する年度評価における①当該役員の職務に係る担当業務、②業務運営の効率化に関する事項、③財務内容の改善に関する事項及び④その他主務省令で定める業務運営に関する事項についての評定を用いて算定する。
- (5) 監事の業績勘案率は 1.0 を基本とする。ただし、次号に該当する場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができるほか、法人及び役職員の不適切な業務執行や不祥事等に対し、適切な事後処置等を履行しなかった場合など監事の任務を怠った場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (6) 役員の法人に対する特段の貢献が認められる場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (7) 業績の著しい悪化や、法人の解散等の結果を招いた場合などは、役員の退職金の支給の可否そのものについて判断する。支給を可とする場合においても、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (8) ①組織的な法令・内部規程違反、②組織体質に起因する法人全体の内部

統制の欠如、③役職員の業務の不適切処理、④役職員の不祥事などにより、法人の信用失墜等が生じた場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

(注1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第2項に定める期間を含む。

## 2. 算定の方法

- (1) 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。)に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評定が標準となることを踏まえ、役員の退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。

### 【法人の長等】

中期目標期間の個別評価項目の評定ごとに、下表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする。また、中期目標期間の途中における退任等により中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目の評定ごとに、下表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

### 【個別法によりその職務と権限が定められている役員】

在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目のうち、上記1.(4)に示された事項の評定ごとに、下表により点数化し、合計した数値に対応する全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

### 【監事】

上記1.(5)のとおり、監事の業績勘案率は1.0を基本とし、法人に対する特段の貢献又は任務懈怠の場合は、その程度に応じて加算又は減算した数値を業績勘案率とする。

### 【表】

個別評価項目の評定	評定に対応する点数
S	2.0
A	1.5
B	1.0

C	0.5
D	0.0

(2) (1) にかかわらず、平成 25 年度以前の年度に係る業績勘案率については、別紙により算定する。

(3) 在職期間が平成 25 年度以前及び 26 年度以降の双方の期間にまたがる場合、(1) 及び (2) によりそれぞれ算定した業績勘案率を、各期間に対応する年数で加重平均して算定する（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

ただし、法人の長等については、(1) により算定を行った中期目標期間を除く期間について別紙により算定を行い、それぞれにより算定した業績勘案率を、各期間に対応する中期目標期間の年数で加重平均して算定する（端数が出る場合は、小数点第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

### 3. 通知手続その他

(1) 閣議決定 1 (2) に基づき主務大臣が独立行政法人評価制度委員会に通知するに当たっては、本決定において、「その程度に応じて」、「当該事情を考慮」など、主務大臣において判断を行った事項について、当該業績勘案率の決定に至った理由等を明記し、算定根拠を明らかにした上で通知するものとする。

(2) 独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣から通知を受けた上記 (1) の業績勘案率について、①本決定に沿った算定がなされていない、②算定の根拠となる年度評価の評定が著しく適正を欠いている、③考慮すべき事実が反映されていない、又は④考慮すべき事実の反映の程度が不十分である場合に意見を述べるものとする。

(3) 役員の退職時期によっては退職手当の額が確定するまでに長期を要する場合があることから、法人の役員退職手当規程等において、暫定業績勘案率を 1.0 等とした規定を設け、退職金の概算払いをすることができる。この場合、本決定に基づき業績勘案率を確定した後、速やかに精算を行う。

(4) (1) の通知の様式その他本決定の実施に必要な細目は、総務省行政管理局から通知する。

(別紙)

平成 25 年度以前の事業年度の業務実績に係る業績勘案率は、各府省独立行政法人評価委員会が定めた「業績勘案率の考え方」等に基づき算定されていることから、年度評価の各評価項目を点数化して計算する手法によるのではなく、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)及び「今後の業績勘案率の取組について」(平成 21 年 3 月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)に示された考え方を踏まえ、以下により算定する。

なお、本文 1. のうち、(3) 及び (4) は適用しない。

- (1) 業績勘案率は、役員の在職期間の全期間に対応する年度評価の評定結果にかかわらず、1.0 とする。
- (2) 在職期間中にわたり法人の業績が極めて好調な場合は(注1)、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (3) 在職期間の全期間に対応する年度評価において、①法人の主要業務(注2)についてC評定がある場合、又は、②D評定の評価項目がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (4) 役員個人の業績に特段の加算要因(注3)がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (5) 役員個人の職務と責任に関し、減算要因(注4)がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (6) 上記(5)の場合、減算するべきではない特段の事情(注5)がある場合は、当該事情を考慮することができる。

(注1) 中期目標の想定を超える目覚ましい実績があり、国民の理解可能性が十分ある場合や、全評定項目に占めるS(最上級)の評定が2割を超える場合など

(注2) 原則として、法人の予算額に占める割合が10%以上または当該業務に従事する常勤職員数が全常勤職員の10%以上となる業務

(注3) 斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が賞賛を惜しまない業績が、当該役員個人のイニシアティブによって実現した場合など

(注4) 業務の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用失墜の場合など

(注5) 通常の原因分析と再発防止では足りず、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で一時的な報酬の自主返納ではなく、法人として報酬を減額した場合など

(案)

資料 9-3

総 管 査 第 ○ 号  
平成27年○月○日

各府省大臣官房長等 殿

総務省行政管理局長

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の  
算定ルールに基づく計算例及び通知様式について

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについては、平成27年○月○日付け総務大臣決定の「3. 通知手続きその他(3)」に基づき、計算例を別紙1、通知様式を別紙2のとおり定めたので、通知する。

(注) 別紙2の通知様式は、便宜のため適宜数式例を記入していることに留意されたい。

(案)

(別紙1)

**【計算例1】 ※中期目標期間の全期間を在職して退職した理事長の例**

(平成23年4月1日～平成28年3月31日の60か月在職)

※中期目標期間は平成23年度～27年度

業務(大事項、中事項、小事項)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	中期目標期間
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	—	—	—
●●業務(主要)	A	S	A	B	B	A
△△業務(主要)	A	B	A	A	B	B
××業務(主要)	A	S	B	B	B	A
○○業務	A	A	A	A	A	A
◎◎業務	A	A	A	B	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	B	C	—
1 組織運営	A	B	A	B	B	B
2 業務運営の効率化	B	A	B	B	C	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	B	B	—
1 予算	A	A	A	B	B	B
2 財務の状況	A	A	A	B	B	B
3 剰余金の使途	B	A	A	B	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	A	B	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	B	B	—
1 職員人事に関する計画	A	A	A	B	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	A	B	B	B

(注1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注2) 算定には、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

(案)

1. 【中期目標期間の評価の算定】 → 「2. 算定の方法」に基づき算定
  - A評定の数=3、B評定の数=9、C評定の数=1（全項目数13）
  - $3 \times 1.5 + 9 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 14.0$
  - $14.0 \div 13 = \underline{1.1}$ （小数点以下第二位を四捨五入）
  
2. 【平成23～25年度評価の算定】 → 上記1に含まれているため、改めて算定しない。
  
3. その他考慮すべき事情等
  - 該当なし。

(案)

**【計算例 2】 ※2期以上の中期目標期間を在職した理事長の例**

(平成 18 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の 120 か月在職)

※中期目標期間は平成 18 年度～22 年度、23 年度～27 年度

業務 (大事項、中事項、小事項)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	18～22 年度 中期目標期間	23～27 年度 中期目標期間
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	B	A	B	—	—
●●業務 (主要)	S	A	B	B	A	A	A
△△業務 (主要)	A	A	B	A	B	A	B
××業務 (主要)	S	B	A	A	B	A	A
○○業務	B	A	B	A	B	B	A
◎◎業務	A	B	B	B	A	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	B	B	B	B	B	—
1 組織運営	A	C	C	C	B	C	B
2 業務運営の効率化	A	A	B	B	B	B	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	B	A	A	B	A	—
1 予算	B	B	B	A	B	B	B
2 財務の状況	A	A	A	B	B	A	B
3 剰余金の使途	B	B	B	B	B	B	B
4 保有資産の見直し	A	B	A	A	A	A	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	A	B	B	B	B	—
1 職員人事に関する計画	B	A	A	A	B	A	B
2 積立金の処分に関する事項	B	A	B	B	A	B	B

(注 1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注 2) 算定には、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

(案)

1. 【中期目標期間の評価の算定】→「2. 算定の方法(1)」に基づき算定
  - A評定の数=3、B評定の数=9、C評定の数=1 (全項目数13)
  - $3 \times 1.5 + 9 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 14.0$
  - $14.0 \div 13 = \underline{1.1}$  (小数点以下第二位を四捨五入)
  
2. 【平成23~25年度評価の算定】→上記1に含まれているため、改めて算定しない。
  
3. 【平成18~22年度評価の算定】→「2. 算定の方法(2)」に基づき算定
  - 業績勘案率を1.0と仮置きする。
  - S評定は2 (全項目数65項目の2割未満)、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
  - 役員個人の加算及び減算要因は認められない。
  - 当該期間の業績勘案率は 1.0
  
4. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法(3)」により年数で加重平均をして算定
  - $(1.1 \times 5 + 1.0 \times 5) \div (5 + 5) = 1.05 \Rightarrow \underline{1.1}$  (小数点第二位を四捨五入)
  
5. その他考慮すべき事情等
  - 該当なし。

(案)

**【計算例3】 ※4年間在職した理事の例**

(平成24年4月1日～平成28年3月31日の48か月在職：担当業務は△△業務と××業務)

業務（大事項、中事項、小事項）	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	—	—
●●業務（主要）	S	A	B	B
△△業務（主要）	B	A	A	B
××業務（主要）	S	B	B	B
○○業務	A	A	A	A
◎◎業務	A	A	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	—	—
1 組織運営	B	A	B	B
2 業務運営の効率化	A	B	B	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	—	—
1 予算	A	A	B	B
2 財務の状況	A	A	B	B
3 剰余金の使途	A	A	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	B	B

(注1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注2) 算定には、「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

(案)

1. 【平成 26・27 年度評価の算定】→「2. 算定の方法」に基づき算定
  - ① 理事の担当業務等の業績
    - A 評定の数 = 1、B 評定の数 = 18、C 評定の数 = 1 (全項目数 20)
    - $1 \times 1.5 + 18 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 20.0$
    - $20.0 \div 20 = \underline{1.0}$
  
2. 【平成 24 年度～25 年度の算定】→「2. 算定の方法 (2)」に基づき算定
  - 業績勘案率を 1.0 と仮置きする。
  - S 評定は 2 (全項目数 26 項目の 2 割未満)、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
  - 役員個人の担当業務である××業務に S 評定があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認められることから、0.2 加算する。
  - 当該期間の業績勘案率は 1.2
  
3. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法 (3)」により年数で加重平均をして算定
  - $(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) \div (2 + 2) = \underline{1.1}$
  
4. その他考慮すべき事情等
  - 該当なし。

(案)

(別紙2)

〇 〇 第 〇 号  
平成〇年〇月〇日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 大 臣  
〇 〇 〇 〇

独立行政法人〇〇の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人〇〇の役員の退職金に係る業績勘案率については、別紙のとおり決定したので、通知する。

(案)

理事長の場合①

(別 紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事長		
在職期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日		
<b>①算定【平成26年度以降】</b> （「2. 算定の方法（1）」による算定）			
算定する期間：中期目標期間の全期間			
中期目標期間（平成23年度～27年度）			
評定	個数	点数	
S	0	0.0	
A	3	4.5	
B	9	9.0	
C	1	0.5	
D	0	0.0	
—	13	14.0	
<b>①業績勘案率</b>		<b>1.1</b>	
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。		
<b>②算定【平成25年度以前】</b> （「2. 算定の方法（2）」による算定）			
算定する期間：平成23年度～25年度（3年間） ※上記①に含まれているため、改めて算定しない。			
法人業績による加算	—		
主要業務のC評定	—		
D評定	—		
役員個人の加算要因	—		
役員個人の減算要因	—		
減算すべきでない事情	—		
<b>②業績勘案率</b>	—		
<b>③算定【①及び②による算定】</b> （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	—	<b>③業績勘案率</b>	<b>1.1</b>
<b>④その他考慮すべき事情等</b> （算定ルール1.（6）～（8）に該当する事項）			
※業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜			

(案)

、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。

**⑤最終算定【③及び④による算定】**

④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1
------	--	-------	-----

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事長を例に作成した。中期目標期間の評定を用いない場合の算定方法は、理事と同様とする。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事長	
在職期間	平成18年4月1日～平成28年3月31日	
<b>①算定【平成26年度以降】</b> （「2. 算定の方法（1）」による算定）		
算定する期間：中期目標期間		
中期目標期間（平成23年度～27年度）		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	3	4.5
B	9	9.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	13	14.0
<b>①業績勘案率</b>		<b>1.1</b>
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
<b>②算定【平成25年度以前】</b> （「2. 算定の方法（2）」による算定）		
算定する期間①：平成23年度～25年度（3年間） ⇒上記①に含まれているため、改めて算定しない。 算定する期間②：平成18年度～22年度（5年間） ⇒「2. 算定の方法（2）」により算定		
法人業績による加算	該当なし。 （総評価項目65項目のうち、S評定は0項目）	
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
D評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
役員個人の加算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、加算の程度とその理由を記載	
役員個人の減算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	

(案)

減算すべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.0		
<b>③算定【①及び②による算定】</b> （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.1 \times 5 + 1.0 \times 5) / (5 + 5) = 1.05$	③業績勘案率	1.1
<b>④その他考慮すべき事情等</b> （算定ルール1.（6）～（8）に該当する事項）			
※業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
<b>⑤最終算定【③及び④による算定】</b>			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 在職期間が二以上の中期目標期間にまたがる理事長を例に作成した。中期目標期間の評定を用いない場合の算定方法は、理事と同様とする。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(案)

理事の場合

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事	
在職期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日	
担当業務	△△業務、××業務	
<b>①算定【平成26年度以降】</b> （「2. 算定の方法（1）」による算定）		
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）		
平成26年度～27年度		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	1	1.5
B	18	18.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	20	20.0
<b>①業績勘案率</b>		<b>1.0</b>
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
<b>②算定【平成25年度以前】</b> （「2. 算定の方法（2）」による算定）		
※在職期間の全期間（平成25年度以前）を一括して1.0と仮置きし、以下の項目も全期間を対象とする。 算定する期間：平成24年度～25年度（2年間）		
法人業績による加算	該当なし。 (総評価項目39項目のうち、S評定は2項目)	
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
D評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
役員個人の加算要因	△△研究開発において、役員個人の担当業務である〇〇業務にS評定があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認め、 <u>0.2加算</u> する。	
役員個人の減算要因	該当なし。	

(案)

	※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
減算すべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.2		
<b>③算定【①及び②による算定】</b> （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) / (2 + 2) = 1.1$	③業績勘案率	1.1
<b>④その他考慮すべき事情等</b> （「1. 基本的な考え方（6）～（8）」に該当する事項）			
※業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
<b>⑤最終算定【③及び④による算定】</b>			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事		
在職期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日		
担当業務	△△業務、××業務		
<b>①算定【平成26年度以降】</b> （「2. 算定の方法（1）」による算定）			
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）			
平成26年度～27年度			
評定	個数	点数	
S	1	2.0	
A	3	4.5	
B	15	15.0	
C	1	0.5	
D	0	0.0	
—	20	22.0	
<b>①業績勘案率</b>		<b>1.1</b>	
中期目標期間の評定を 用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。		
<b>②その他考慮すべき事情等</b> （「1. 基本的な考え方（6）～（8）」に該当する事項）			
※業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
<b>③最終算定【①及び②による算定】</b>			
②の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、①で算定した業績勘案率に加算・減算する。	<b>業績勘案率</b>	<b>1.1</b>

(注)

1. 平成26年度以降在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(案)

監事の場合

(別 紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 監事		
在職期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日		
<b>①算定</b> （「1. 基本的な考え方（6）～（8）」に該当する事項）			
※業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
<b>②最終算定</b>			
①の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、加算・減算する。	業績勘案率	1.0

(注)

1. 平成24年4月～28年3月までの期間在職した監事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

- 独法の調達については、平成21年の閣議決定に基づき、各法人が随意契約見直し計画（平成22年度～）を策定し、競争性のない随意契約や一者応札・応募案件の点検・見直しを毎年度実施してきた（各府省評価委員会が随意契約見直し計画の達成状況の評価を年度評価の一環として実施）。
- 平成25年の閣議決定に基づき、主務大臣が法人の業績を評価する仕組みの確立、事務・事業の特性に応じた法人類型の導入、法人ガバナンスの強化等を柱とする独法通則法改正が行われた（27年4月から施行）。  
同じ閣議決定において、随意契約見直し計画は概ね達成されており、今後も一律に競争入札を行えば、かえって合理的な調達を阻害するという弊害の指摘があることを踏まえ、これまでの随意契約見直し計画の枠組み等を見直し、主務大臣等のチェックの下、各法人が「公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施」することができるよう、「調達に関する新たなルール」を策定することとされた。

<現行の仕組み>（平成21年11月17日閣議決定）

<新たな仕組み>

## 【計画の策定】

各法人が随意契約見直し計画を22年度に策定

各法人が調達等合理化計画を毎年度策定

## 【計画の内容】

20年度に締結した競争性のない随意契約や一者応札・応募案件の点検・見直し結果に基づき、数値目標を設定

法人の事務・事業の特性や前年度評価結果を踏まえ、重点的に調達合理化に取り組む分野や調達に関する内部ガバナンスについて目標を設定

## 【評価の主体】

各府省評価委員会が、年度評価の一環として評価（1次評価）

主務大臣が、年度評価の一環として評価

## 【第三者委員会のチェック】

政独委（総務省）は、各府省評価委員会の評価を厳正に評価（2次評価）

独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価が著しく不適正な場合に、意見を述べる

## 【総務省による公表】

数値目標に対する達成状況について公表

総務省が、主務大臣による評価結果を取りまとめ公表

## <必要な措置>

4月9日 調達に関する新たなルールの案につき独立行政法人評価制度委員会へ意見の求め

5月22日 独立行政法人評価制度委員会から意見

→委員会の意見をふまえ、5月中を目途に政府統一的な調達に関するルールを総務大臣決定、各府省へ通知

(参考)

### 独立行政法人改革に関する基本的な方針

平成25年12月24日閣議決定

## II 独立行政法人制度の見直し

### 4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。

さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

(1) (2) 略

#### (3) 調達の合理化

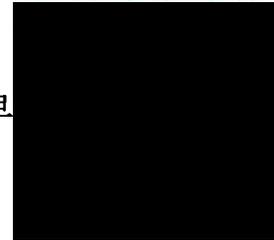
- 各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

総管査第 97 号  
平成 27 年 4 月 9 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 野路 國夫 殿

総務大臣  
山本 早



独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

## 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

平成 27 年●月●日  
総務大臣決定

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、総務省は「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、下記のとおり決定する。

独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム（ガバナンス）を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。

## 記

## 1. 調達等合理化の位置付け

本決定における調達等の合理化に関する取組に対する評価は、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 32 条、第 35 条の 6 及び第 35 条の 11 の規定に基づく年度評価の一環として実施する。調達等合理化に関する目標の設定や評価の実施については、本決定によるほか「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）によることとする。

## 2. 調達等合理化計画の策定等

## (1) 調達等合理化計画の策定

ア 各法人は、原則として毎年度 6 月末までに、当該年度の調達等合理化計画を策定し、公表する。必要な場合には、年度途中で調達等合理化計画を改定し、公表する。また、各法人は、調達等合理化計画を策定又は改定した場合、主務大臣に報告する。

イ 調達等合理化計画には、次の内容を盛り込むとともに、評価のために適切な指標を設定する。

また、下記項目中「調達に関するガバナンスの徹底」については、新たな随意契約に関する内部統制の確立、不祥事の発生防止のための取組内容について、具体的に明記する。

- ・ 調達の現状と要因の分析
- ・ 重点的に取り組む分野
- ・ 調達に関するガバナンスの徹底
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達等合理化の推進体制 等

ウ 主務大臣は、各法人から報告された調達等合理化計画を公表し、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

## (2) 調達等合理化計画の自己評価

ア 各法人は、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、主務大臣に報告する。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題と今後の対応方針 等

ウ 主務大臣は各法人から報告された自己評価結果を参考にしつつ評価を行い、必要に応じ各法人に対して指摘及び助言を行う。また、評価結果、指摘及び助言の内容を公表するとともに、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

## 3. 各法人における推進体制の整備

(1) 各法人は、調達等合理化計画の策定や自己評価の実施等、調達等合理化を推進するための体制を整備する。

(2) 各法人は、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置するとともに、外部有識者を指名するに当たっては、主務大臣の了解を得ることとする。

契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに

に、これに関連して、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 4. 独立行政法人評価制度委員会等の関与

(1) 総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価の実施が著しく適正を欠くものと認められる場合、主務大臣に意見を述べる。

(2) 総務大臣は、主務大臣から通知された評価結果を取りまとめ公表する。

#### 5. その他

(1) 本決定に基づく①各法人による調達等合理化計画、調達等合理化計画の自己評価結果及び契約監視委員会における審議概要の公表、②主務大臣による各法人から報告された調達等合理化計画、主務大臣の評価結果、指摘及び助言の内容の公表並びに③総務大臣による主務大臣から通知された評価結果の公表並びに既存の法令や閣議決定等に基づく調達に関する公表に当たっては、国民に分かりやすい情報提供を行う観点から、WEBサイトを通じて自律的かつ定期的に行うこと。

(2) 本決定の実施に必要な事項については、総務省行政管理局から通知する。

(3) 調達等合理化計画を導入するに当たり、中期目標等の見直しが必要となる法人については、別途総務省行政管理局の定める通知によるものとする。

(案)

## 独立行政法人における調達等合理化計画策定要領

平成 27 年●月●日  
総務省行政管理局

調達等合理化計画については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年○月○日総務大臣決定、別添参照)を踏まえ、下記のとおり策定してください。

## 記

## 1. 調達等合理化計画の策定・公表の時期

調達等合理化計画については、毎年度6月末までに策定・公表してください。また、公表の際には、調達等合理化計画の内容が国民に分かりやすく伝わるように、その概要が分かる要約版を作成し、併せて公表してください。

調達等合理化計画の策定後は、速やかに主務大臣に提出してください。

## 2. 調達等合理化計画に盛り込む事項

## (1) 調達の現状と要因の分析

前年度の契約状況について、①競争性のある契約(競争入札等、企画競争・公募)及び競争性のない随意契約の実績(件数・金額)、並びに②一者応札・応募の実績(件数・金額)を記載するとともに、過去の実績から大きく増減している場合はその要因を分析し、記載してください。また、調達の全体構造を分析するなど、可能な限り「重点的に取り組む分野」の選定理由につながるような記載をしてください。

## (2) 重点的に取り組む分野の選定

各法人は、迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、重点的に調達の合理化に取り組む分野として、各法人の前年度の調達実績、当該年度の調達予定、これまでの調達等合理化の進捗状況などを可能な限り把握・分析した上で、改善の余地があると認められる分野等を選定し、記載してください。

(案)

(3) 調達合理化の取組内容

(2)で選定した分野については、例えば、次①から⑤のような観点から、調達等合理化の具体的な取組内容を記載してください。

- ① 競争性の確保を大原則としつつ、様々な調達方法の活用を検討し、費用の節減、品質の向上を図ること。
- ② 調達グループを超えた共同調達の実施等、規模の経済性を活用すること。
- ③ 価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価すること。
- ④ 官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮をするほか、グリーン購入法、環境配慮契約法等の諸施策との整合性に留意すること。
- ⑤ 職員のスキルアップを図ること。

(4) 調達に関するガバナンスの徹底

- ① 随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、新たな随意契約の事前チェック機能を確保するための体制の整備や取組内容について、具体的に記載してください。
- ② また、談合や予定価格漏洩といった調達に関する不祥事の発生を未然に防ぐ観点から、法人内でどのような取組を行っていくか具体的に記載してください。

(5) その他の取組

各法人において、(3)及び(4)以外に費用対効果や事務量対効果を勘案した上で、合理的な業務の遂行に資する取組を実施しようと計画されている場合には、当該取組を記載してください。

(6) 調達等合理化の目標

(3)から(5)の取組により目指すべき調達等合理化の目標を記載してください。

目標は事後の検証が可能となるよう、可能な限り、定量的な目標設定としてください。定量的な目標としては、調達等合理化による効果(例:調達金額の節減額、調達等合理化の対象とする契約額、共同調達の実施品目等)に関するものが考えられます。目標設定に当たっては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)」における「業務運営の効率化に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方を参考にしてください。

また、定量的な評価が困難な取組であっても、現状を改善しようとするプロセスについて、ノウハウ等の共有化・標準化を進めていきたいと考えておりますので、積極的に記載してください。

(案)

(7) 自己評価の実施方法

自己評価の位置付け(毎年度の業績評価の一環として実施)、自己評価の実施時期(年度末終了後)、主務大臣による評価、主務大臣による評価結果のその後の調達等合理化計画への反映等を記載してください。

(8) 調達等合理化の推進体制

各法人における推進体制の構成や役割等、契約監視委員会の点検等を記載してください。

推進体制については、既存の調達や契約に関するプロジェクトチーム等を活用していただいても構いませんが、調達等合理化の実効性を確保するためにも、総務担当理事が総括的な責任者となる構成とすることを基本としてください。

なお、各法人の判断により、総括的な責任者をより上位の職位の者とすることができます。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づいて設置された契約監視委員会がある場合には、当該委員会を総務大臣決定に基づく委員会とみなすことで差し支えありません。

調達等合理化計画の策定・改定に当たっては、原則として事前に契約監視委員会の点検を受け、その意見を反映した調達等合理化計画としてください。ただし、形式的な改定については、事後に点検をうけることで差し支えありません。

(案)

別紙

平成 27 年 月 日

平成 27 年度独立行政法人〇〇機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年〇月〇日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人〇〇機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人〇〇機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 〇〇機構における平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は〇〇件、契約金額は〇〇円である。また、競争性のある契約は〇〇件(〇.〇%)、〇〇円(〇.〇%)、競争性のない契約は〇〇件(〇.〇%)、〇〇円(〇.〇%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は〇.〇%の増、金額は〇.〇%の増)が、主に……によるものである(重点的に調達改善に取り組む分野を念頭に入れつつ、どのような調達品目において顕著であったかなど具体的に記載する)。

表1 平成 26 年度の〇〇機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
企画競争・公募	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
競争性のある契約(小計)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
競争性のない随意契約	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(%)	(%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 〇〇機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は〇〇件(〇.〇%)、契約金額は〇〇円(〇.〇%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数は〇.〇%の減、金額は〇.〇%の減)が、主に……によるものである(重点的に調達改善に取り組む分野を念頭に入れつつ、どのような調達品目において顕著であったかなど具

(案)

体的に記載する)。

表2 平成 26 年度の〇〇機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	( %)	( %)	( %)
	金額	( %)	( %)	( %)
1者以下	件数	( %)	( %)	( %)
	金額	( %)	( %)	( %)
合 計	件数	(100%)	(100%)	(100%)
	金額	(100%)	(100%)	(100%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、〇〇〇〇関係及び〇〇〇〇関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 〇〇〇〇に関する調達

〇〇〇〇に関する調達について、……の理由から、平成 27 年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の結果、低下すると見込まれる競争契約に占める一者応札割合など】

- ① ……………
- ② ……………

### (2) 〇〇〇〇に関する調達

〇〇〇〇に関する調達について、……の理由から、平成 27 年度においては、新たに①～③の取組を実施していくことにより経費の節減を目指す。【当該取組の結果、節減が見込まれる経費等(法人の調達する財・サービス1単位当たりの単価など)】

- ① ……………
- ② ……………
- ③ ……………

(注)必要に応じ、官公需法等への取組について記載すること。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

### (1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された〇〇検証チーム(総括責任者は総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、……の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(案)

【〇〇検証チームによる点検件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

(例1) 当法人では、これまで調達に関する内部チェックマニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、内部チェックマニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。【検討・実施結果】

また、マニュアルの内容について逸脱が無いが、以下の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を行う。【検討・実施結果】

(チェックの観点)

- ・ 〇〇法人で発生した不祥事の原因

・ .....  
・ .....

(例2) 平成〇〇年〇〇月の〇〇事業所の契約担当職員による予定価格漏洩事件の発生をふまえ、二度とこのような不祥事が発生しないように、(事業により内部又は第三者による)調査委員会による原因解明をふまえ、組織対応するなかで明らかになった問題点への対応策を検討し、必要な措置を講じる。

特に業務フローベースで、以下の観点から徹底的な検討を行う。【検討・実施結果】

(検討の観点)

- ・ 相互牽制機能の強化

・ .....  
・ .....  
・ .....

検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、〇〇を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 〇〇〇〇  
副総括責任者 〇〇〇〇  
メンバー 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か

(案)

年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、〇〇機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

(注) 当調達等合理化計画の作成例は、調達等合理化計画の策定要領(平成 27 年〇月〇日行政管理局長通知)に記載された内容を理解しやすくした資料です。「1. 調達の現状分析」における表 1～3 については、全法人における取組や改善の状況を継続して把握していく必要があるため、表の修正をしないようにしてください。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）抄

※ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。平成二十七年四月一日施行。）による改正後の条文。

（設置）

第十二条 総務省に、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十二条の二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第二十八条の二第二項の規定により、総務大臣に意見を述べること。
  - 二 第二十九条第三項、第三十二条第五項、第三十五条第三項、第三十五条の四第三項、第三十五条の六第八項、第三十五条の七第四項又は第三十五条の十一第七項の規定により、主務大臣に意見を述べること。
  - 三 第三十五条第四項又は第三十五条の七第五項の規定により、主務大臣に勧告をすること。
  - 四 第三十五条の二（第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に対し、意見を具申すること。
  - 五 独立行政法人の業務運営に係る評価（次号において「評価」という。）の制度に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること。
  - 六 評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること。
  - 七 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 委員会は、前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

（組織）

第十二条の三 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第十二条の四 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第十二条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条の六 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第十二条の七 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条の八 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 略

- 2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 略

(中期目標)

第二十九条 1～2 略

- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 1～4 略

- 5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 6 略

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 1～2 略

- 3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 5～6 略

(内閣総理大臣への意見具申)

第三十五条の二 委員会は、前条第四項の規定により勧告をした場合において特に必要が

あると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告をした事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（中長期目標）

第三十五条の四 1～2 略

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4～6 略

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十五条の六 1～7 略

8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

9 略

（中長期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条の七 1～3 略

4 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5 前項の場合において、委員会は、国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。

6～7 略

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価）

第三十五条の十一 1～6 略

7 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

## 独立行政法人評価制度委員会令

平成 27 年政令第 96 号

独立行政法人評価制度委員会令をここに公布する。

独立行政法人評価制度委員会令

内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十八条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条 独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第三条 委員会の庶務は、総務省行政管理局企画調整課（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第三十六条の規定により総務省行政管理局に置かれる管理官が同令第三十九条の規定により命を受けて委員会の庶務に関する事務を分掌する場合にあっては、当該管理官）において処理する。

（委員会の運営）

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。